

平成 27 年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者後期入試 試験問題

民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

解答上の注意

1. この問題冊子は、表紙を含め 6 枚である。
2. 問題は、問題 1～問題 3 までである（さらに小問がある）。配点は、問題 1 が 80 点、問題 2 が 35 点、問題 3 が 35 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、問題 1 用と問題 2 用の 2 枚が配布されている。そのほか、問題 3 用の解答用紙が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること（問題 3 の解答用紙には、試験科目名の記入は必要ありません）。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】 次の文章を読んで、後記の〔問 1〕と〔問 2〕に答えなさい。
(解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。)

I

〔事実〕

1. 2014 年 8 月 10 日の時点で、A は、岡山市北区に、甲建物と、その敷地である乙土地とを所有しており、不動産登記簿上も、甲建物と乙土地とについて、それぞれ A を所有者とする登記が行われていた。
2. 同日、A は、B との間で、甲建物について、売買契約（甲建物売買契約）を締結し、乙土地について、建物の所有を目的として期間を 30 年とする賃貸借契約（乙土地賃貸借契約）を締結した。
同日、B は A に対して、甲建物の代金を全額支払い、A は B に対して、甲建物と乙土地とを引き渡した。また、A と B とが共同して、甲建物について所有権移転登記の申請を行い、同月末に、甲建物について、A から B への所有権移転登記が行われた。
3. 同年 10 月 15 日、A は、C との間で、乙土地について、売買契約（乙土地売買契約）を締結した。同日、C は A に対して、乙土地の代金を全額支払った。A と C とが共同して、乙土地について所有権移転登記の申請を行い、11 月 5 日に、A から C への所有権移転登記が行われた。

〔問 1〕〔事実〕 1 から 3 までを前提として、次の（1）と（2）に解答しなさい。

- （1）C は、乙土地上に自宅を新築したいという希望を有しており、そのためには、甲建物を収去する必要がある。乙土地をめぐる、B と C との法律関係について、説明しなさい。
- （2）C は、乙土地上に甲建物が存在し、自宅を新築できないことから、乙土地売買契約をなかつたことにして、A に対して代金全額の返還を求めたいと考えている。C が A に対して、このような請求をする際に、依拠すると思われる法律構成を、根拠条文をあげつつ簡潔に説明し、C の請求の可否を明らかにしなさい。

《次頁に続く》

Ⅱ

〔事実〕 1 から 3 までに加え、以下の〔事実〕 4 から 6 までの経緯があった。

〔事実〕

4. 2010 年 4 月 15 日の時点で、既に、A は、岡山市北区に、甲建物と、その敷地である乙土地とを所有しており、不動産登記簿上も、甲建物と乙土地とについて、それぞれ A を所有者とする登記が行われていた。
5. 同日、D は、A に対する金銭債権（本件金銭債権）を被担保債権として、A 所有の乙土地について抵当権の設定を受けた。同月末に、D を登記権利者とする抵当権設定登記が行われた。
6. 2013 年 10 月 15 日、D の A に対する本件金銭債権の弁済期が到来し、D が何度も履行の催告をしたにもかかわらず、A は弁済を行わなかった。D によって抵当権が実行された結果、2014 年 11 月 10 日、E が乙土地を競落した。

〔問 2〕

〔事実〕 1 から 6 までを前提として、次の問いに答えなさい。

E は、乙土地上に自宅を新築したいという希望を有しており、そのためには、甲建物を収去する必要がある。乙土地をめぐる、B と E との法律関係について、説明しなさい。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】 次の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。解答は、【問題 1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

〔問 1〕

以下の概念について、簡潔に説明しなさい。

(1) 主要事実

(2) 選定当事者

〔問 2〕

XがYを被告として、貸金債権 300 万円（以下、「甲債権」という）の支払いを求める訴えを提起した。それに対して、Yは、Xに対して有する売買代金債権 300 万円（以下、「乙債権」という）を自働債権とする訴訟上の相殺の抗弁を提出した。審理の結果、裁判所が、「甲債権は、300 万円全額が存在する。乙債権は、200 万円は既に弁済され、100 万円の限りで存在する」との心証に達したとする。

裁判所が言い渡すべき本案判決の内容を明らかにしたうえで、その判決が確定した場合に生じる既判力の内容を説明しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

【問題 3】 下記の問 1～問 3 に答えなさい。解答は、**【問題 3】** 用の解答用紙に書きなさい。

〔問 1〕

下記の 1～10 の記述が正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記しなさい。なお、問題文に明示していない限り、定款には別段の定めはないものとする。

1. 法人格否認の法理は、社員の有限責任を否定する効果をもつものであるから、合名会社においては法人格否認の法理が適用されることはない。
2. 株式会社の設立時に現物出資をすることができるのは、発起人だけである。
3. 判例によれば、名義書換請求前の株式譲受人は、自己が株主であることを会社に対抗できないが、会社の側からその者が株主であるとして取り扱うことができる。
4. 株式会社による自己株式の処分が効力を生じた後は、当該自己株式の処分の無効は、訴えによってのみ主張することができる。
5. 株主総会で株主から特定の事項について説明を求められた場合において、当該事項について説明をするために調査をする必要があるときは、当該株主が株主総会の日より相当の期間前に当該事項を当該会社に通知していたとしても、取締役は、当該株主総会において、説明をする必要はない。
6. 株主総会の決議方法が著しく不公正なときでも、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、当該株主総会決議の取消しの訴えを棄却することができる。
7. 大会社でない監査役会設置会社は、公開会社でなくても会計監査人を置かなければならない。
8. 判例によれば、重要財産の処分につき取締役会決議がないことによる無効は、取引の相手方からも主張できる。

《次頁に続く》

9. 取締役会設置会社の取締役が、取締役会の承認を得て、自己のためにした競業取引により、会社に損害が生じたときは、当該競業取引を承認した取締役会において賛成した取締役は、任務を怠ったものと推定される。

10. 吸収合併・吸収分割・株式移転はいずれも、その効力を生じたときに、少なくとも当事会社の一つが解散により消滅する。

〔問 2〕

会社法 107 条 1 項 1 号が、定款による株式譲渡制限を許容する趣旨を、簡潔に述べよ。

〔問 3〕

会社法上の公開会社である甲株式会社の代表取締役 A は、自己が全株式を有する乙株式会社（公開会社でない株式会社であり、取締役会設置会社であり、代表取締役は A である）に対し、甲社所有の不動産を譲渡する取引（以下、本件取引という）を企図し、甲社取締役会を招集した。この甲社取締役会においては、甲社取締役 A B C の三名全員が出席し、A から重要事実が開示されたうえで、採決がされ A・B の賛成により、本件取引の承認を得たものとされた。他方、乙社では本件取引にかかる乙社取締役会の承認はない。甲社・乙社ともに A が代表してなされた本件取引の効力について論じなさい。なお、本件取引につき甲社株主全員の同意はない。

《問題 3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

〔問 1〕

- (1) 建物の所有を目的とする土地の賃借人（借地権者）が、土地の上に登記されている建物を所有する場合について、所有権移転登記を備えた土地の買主との法律関係を問うものである。
- (2) 借地権の負担の付いた土地の買主による、売主に対する代金返還請求権を基礎づける法律構成と、請求の可否を問うものである。

〔問 2〕

〔事実〕に示された具体的な状況の下での、競落人に対する借地権の対抗の可否、及び、法定地上権の成否について問うものである。

問題 2

〔問 1〕

- (1) 民事訴訟における「事実」概念についての理解を問う問題である。
- (2) 選定当事者制度（任意的訴訟担当）についての理解を問う問題である。

〔問 2〕

相殺の抗弁に関する既判力の規律（民訴 114 条 2 項）についての理解を問う問題である。

問題 3

問 1・問 2 は、会社法の諸規定（その趣旨も含む）や最高裁判例の正確な理解を問う問題である。問 3 は、取締役の利益相反取引に関する問題であり、取締役会の承認を要する利益相反取引に該当するか否か、特別の利害関係を有する取締役が議決にくわった取締役会決議の効力、取締役会承認のない利益相反取引の効力について検討することが期待される。